職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県規則第七号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

改正する。 職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年広島県規則第百七号)の一部を次のように

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

												別一表	
	当テ報県 県庁 担ス情	(略)		審理監		長担当課	(略)	監付	長 担当部	(略)	職名	(第三条関係)	
	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	監 <mark>危 機 管 理</mark>	(略)	(略)	れる組織の置か	本庁に置く職第三条関係)	改
	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	を整理する。 を整理する。	(略)	(略)	職務		後
	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	く 。 じ 要 に	(略)	(略)	備考		
												別月	
												別一表	
課策 長担通 当対	当テ報県 課ムシ 長担ス情	(略)	監略情 補報 佐戦	審理監	政 策 監	長担当課	(略)		長 担 当 部	(略)	職名		
課策交長担通当村	当 課 長 担 (略)	(略) (略)	監略情 補報 佐戦 局	審理監(略)	政策監局及び課	長 担当課 (略)	(略) (略)		長担当部 (略)	(略) (略)		一本庁に置く職定表(第三条関係)	改
当対	_			_			_		_		名		改正前

この規則は、令和六年四月一日から施行する。附 則

	<u> </u>			
† []	備考略)	(略)		課育高等担当教
	(略)	(略)		(略)
		(略)		(略)
		(略)		(略)
	備 (略)	(略)	当対感イロ新課策染ルナ型長担症スウコ	課長 育等
	(略)	(略)	刷	略)
		(略)	を理する。 整理する。 を理する。 を理する。 を理する。 を見する事務を に関する事務を に関する事務を	(略)
		(略)	く 。 じ要局康 置にに福	(略)